



国総収第43号の2

平成28年6月20日

異議申立人

神奈川県横浜市栄区庄戸3-25-7

比留間 哲生 殿

国土交通大臣 石井 啓一



決定書の謄本の送付について

平成28年1月4日付けで貴殿がした異議申立てについて、決定を行ったので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する42条第2項の規定により、決定書の謄本を送付する。

## 決 定 書

神奈川県横浜市栄区庄戸3-25-7  
比留間 哲生

上記異議申立人（以下「申立人」という。）が、平成28年1月4日付けでした異議申立てについて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定に基づき、次のとおり決定する。

なお、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として提起することができる。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができない。


### 主 文

異議申立てを棄却する。

### 事 実

#### 第1 経緯

- 1 申立人は、国土交通大臣（以下「処分庁」という。）に対して、平成27年1月13日付けで、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、「横浜環状南線（国道468号）の事業認定に関して社会資本整備審議会（同分科会も含む）で審議した際の全ての議事録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、申立人に対して、平成27年12月17日付け国広情第297号により、法第9条第1項の規定に基づき、平成28年8月6日及び同月20日開催の社会資本整備審議会公共用地分科会（以下「本件分科会」という。）の議事録（以下「本件対象文書」という。）の一部開示決定（以下「原処分」という。）を行った。

- 
- 3 申立人は、原処分 of 取消しを求めて、平成28年1月4日付けで、処分庁に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を提起した。
  - 4 処分庁は、平成28年3月30日付け国広情第450号により、法第18条の規定に基づき、内閣府情報公開・個人情報保護審査会（平成28年4月1日付けで内閣府から総務省に移管。以下「審査会」という。）に諮問した。
  - 5 審査会は、上記4の諮問について、平成28年5月30日付け情個審第564号（平成28年度（行情）答申第95号）により、処分庁に対して答申した。

## 第2 申立人の主張の要旨

### 1 本件申立ての趣旨

法第3条の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁が行った原処分を取消し、本件議事録について不開示とした部分の開示を求める。

### 2 本件申立ての理由

申立人の主張する本件申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成27年12月17日付けの行政文書開示で本件分科会の議事録が開示されたが、その議事録で各委員の発言を全て不開示としたのは不当かつ違法である。発言者を特定せず、その意見の内容は法に従って全て開示すべきである。
- (2) 本件は、一般国道468号（横浜環状南線）（以下「南線」という。）に関する社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録の開示を求めたものであるが、開示されたのは、事業認定庁の担当者名とその発言のみで、各委員の発言は全て不開示として黒塗りにしている。

これは、法の目的として1条に謳われている「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」に真っ向から反する極めて悪質なものである。異議申立ての理由としては縷々述べるまでもなく、黒塗りの不開示資料と上記法の目的を対比すれば、誰もが納得できるほど明らかであるが、内容をより具体的にするために詳細を以下に記すこととする。

- (3) 申立人が請求したのは、本件分科会の議事録のうち、個人情報保護のため不開示とすべき部分を除いた残りの全文についてである。しかるに、開示されたものは、自己紹介による事業認定庁の職名付き氏名及び各委員の氏名（いずれも苗字のみ）で、各委員と事業認定庁担当者（以下「担当者」という。）との





議事の内容については全て黒塗りの不開示となっている。

開示請求人が本件開示請求を行ったのは、本件分科会で行われた際の各委員の発言とそれに対する担当者の回答を知るためであり、出席者の個人名などの開示は一切求めている。会議の内容の開示を求めたのは、住宅密集地の真ん中を縦断して通る南線計画は、大気汚染、騒音、振動、地盤沈下などの甚大な被害が必至であるだけでなく、市民への飲料水等の供給路や汚水幹線と近接して6車線の大型トンネルを掘削するのは、住民、市民の生命、安心、安全な生活を脅かす危険な道路であり、このような深刻かつ重大な問題についてどれだけ真剣な意見のやり取りがされたかを知るためである。しかも、そのやりとりは一方に偏ったものではなく、起業者の意見だけでなく、住民の意見も十分反映されたものでなければならず、このことについても知る必要がある。

黒塗りの不開示部分を見て驚くべきことは、意見のやりとりが起業者の意見のみが取り上げられるという極めて不公平なものになっていることである。というのは、意見のやり取りについては、委員と担当者名のみ記して、内容は全て不開示となっているが、8月6日の公共用地分科会議事録の32頁から39頁にわたり、土地収用管理室長が起業者側の意見として長々と回答している。住民と起業者両方の意見を聞いた上で厳正公正な立場で審査し、認定の可否を決めるべき事業認定庁が、実は、起業者と一体となって事業認定を円滑に行うように努めているとしか思われぬ。

一方、各委員の発言は全て黒塗りとなっているため、内容はよく分からないが、委員の意見に対する担当者の回答内容は各所に出ており、それらから推量すると、各委員は、申請に係る事業である一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線）（以下「本件事業」という。）の不当性や危険性、さらには住民への被害等について十分理解した上で厳正公正な意見を述べていることが窺われる。ただ、これは推量にすぎないので、意見の内容を正確に知るために、不開示部分を是非開示するよう強く求めるものである。

なぜ、委員の発言を全て不開示としたのか不可解であるが、どの委員がどの発言をしたかが明らかになれば自由な意見表明ができなくなるからというのが理由であるかのように述べているが、その場合は、委員名を委員A、委員Bとすれば済むことであり、理由にならない。本当の理由は、各委員の本件事業に対する意見は正当であるだけでなく、かなり厳しいものであるため、それを開示すれば、本件事業の不当性や危険性が第三者により明らかにされるという起業者にとって極めて不利な状況が生まれるおそれがあるからではないか、そのようにでも考えない限り、委員の発言を不開示とした理由は全く信じられない措置である。

なお、各委員の発言の内容が具体的に明らかになれば、中立公正な立場から本件事業がどのように見られているかが分かり、本件事業による公害被害を受ける立場にある開示請求人にとってもそれは重要な情報だからである。

法には、行政文書の開示義務として、その5条1号で当該情報に含まれる氏







名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならない、としており、委員の発言を全て不開示としたのは、明らかにその条文に違反する。委員の氏名（苗字）が全て開示されているのは、法令により社会資本整備審議会の委員に任命されていることから、法5条1号の法令の規定により、又は慣行として公にされているものは個人情報保護の対象にならない場合に相当するからと思われるが、もしそうであれば、原処分は重大な法律違反といわなければならない。ただ、その委員がどのような意見を述べたか、その内容を開示すれば、特定の個人の識別が容易になるため、発言内容については不開示としたと主張するかもしれないが、その場合には、上述したように特定個人の識別ができないように委員名をA、B、C・・・とすればよく、これを全部不開示とする理由に全くなならないことは言うまでもない。

## 理 由

### 第1 判断

#### 1 本件対象文書及び不開示部分について

本件対象文書は、平成27年8月6日及び同月20日に開催された社会資本整備審議会公共用地分科会（第28回及び第29回）（本件分科会）の議事録であり、申立人は、原処分により不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

本件対象文書は、本件分科会においては、国土交通大臣から付議された本件事業について、非公開で審議されており、当該文書には、出席者である公共用地分科会委員、本件事業に係る事業認定庁（国土交通大臣）の職員及び社会資本整備審議会の事務局職員の氏名及び肩書並びに発言者の詳細な発言内容が記載されている。

以下、本件対象文書の本件不開示部分の法第5条第6号柱書き該当性について検討する。

#### 2 本件不開示部分の法第5条第6号柱書き該当性について

公共用地分科会に対する意見聴取や付議の制度は、土地収用法等の規定に基づく公共用地の取得に関する事業の認定に関して、事業認定庁の判断の客観性及び適正を担保するために設けられたものである。

公共用地分科会では、こうした事業の認定の前提となる事実関係や判断の妥当性等が検討されるどころ、そのための審議が制度目的に沿って適正に行われるためには、委員等が自由かつ率直に自己の意見等を表明し、交換し合うことが必要不可欠である。

本件分科会の事案は、国土交通大臣が本件事業の認定をしようとしたのに対し、





個人の財産権等に対する制約その他重大な影響が生ずるとして異議がある旨の意見書が提出されたことから、事業認定の妥当性等について審議することになったものであり、このような審議を行う委員等による意見の表明等は、種々の利害の錯そうする本件のような状況において、機微にわたるものとならざるを得ない。

こうしたことから非公開で審議された公共用地分科会の委員等の発言内容が、一般公表用の議事要旨とは別に、細部にわたって逐一明らかにされることとなると、当該委員等の氏名が既に開示されていることから、本件事業に関心を有する者が、議論の過程における個別の意見等を捉え、表面的な言辞の不適切さや不正確さ等を指摘し、さらには公平さや客観性につき、個別の委員等に対して、いわれのない非難等をするおそれがあるといえる。

このような事態は、公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明等に影響を及ぼしかねず、公共用地分科会の審議が事業の認定の前提として必要不可欠な手続であることから、当該事業の認定に係る事務の中立性、公正性の確保に支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない。

したがって、本件対象文書のうち、委員等による意見の表明等に係る部分は、これを公にすると、国の機関が行う土地収用法等に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

このような観点から、本件対象文書の本件不開示部分は、個々の委員等による意見の表明等に係る部分であると認められるから、法第5条第6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当であると認められる。

### 3 申立人のその他の主張について

申立人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

なお、申立人は、本件事業の認定により財産権、居住権等に影響が生じることとなる申立人は、本件分科会における議論を確認する必要があるなどとして、本件不開示部分を開示すべきであると主張するが、法は、何人も等しく目的を問わず行政文書の開示請求ができることとしており、開示請求の理由や利用目的等の個別事情は、当該行政文書の不開示情報該当性の判断に影響を及ぼすものではない。

## 第2 結論

以上のことから、本件不開示部分は、法第5条第6号柱書きに該当すると認められるので、当該部分を同号に該当するものとして不開示とした原処分は妥当であると判断した。

なお、以上の判断については、本件申立てに係る審査会答申（平成28年度（行情）答申第95号）に沿ったものである。

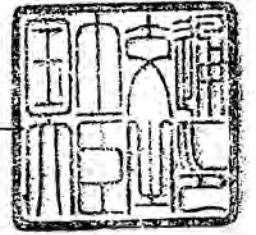




よって、主文のとおり決定する。

平成28年6月20日

国土交通大臣 石井 啓



本書は決定書の謄本である。

平成28年6月20日

国土交通大臣 石井 啓

